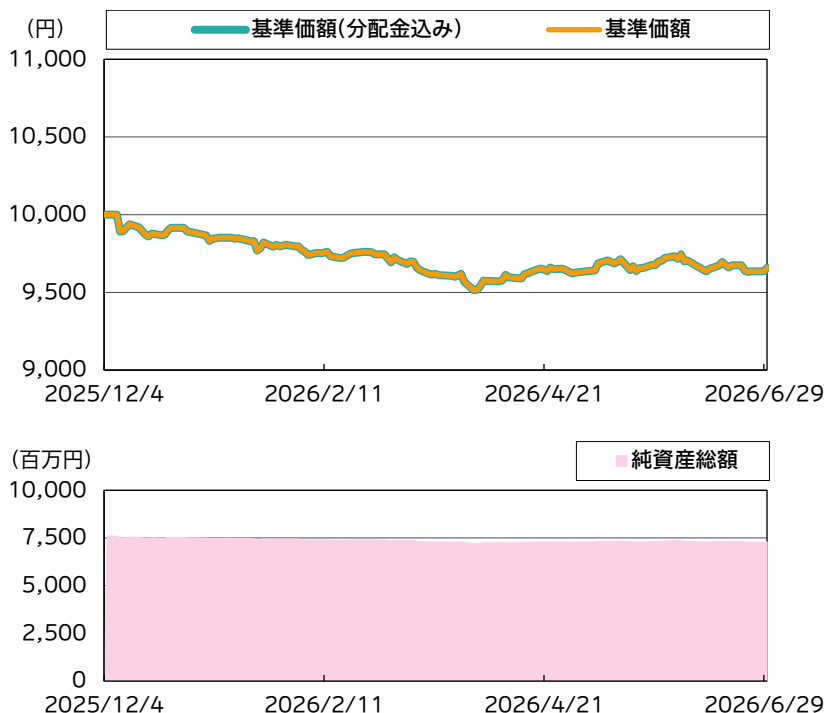


単位型投信／海外／資産複合／特殊型(条件付運用型)

運用実績

運用実績の推移

(設定日:2025年12月5日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
※基準価額(分配金込み)は、税引前の分配金を加算したものと計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配金の実績(税引前)(直近3年分)

期	決算日	分配金(円)
-	-	-
-	-	-
-	-	-
設定来累計分配金		0

※分配金は、1万口当たりの金額です。
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	9,659	9,722
純資産総額(百万円)	7,290	7,340

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	10,000	2025/12/08
設定来安値	9,514	2026/03/30

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(分配金込み) (%)

1ヵ月	-0.6
3ヵ月	1.5
6ヵ月	-2.4
1年	-
3年	-
5年	-
10年	-
設定来	-3.4

※騰落率は、税引前の分配金を加算したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

ポートフォリオ構成 (%)

公社債	99.8
現金等	0.2
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。
※当ファンドが投資する公社債(円建債券)は、ルミニスII・リミテッドが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行または保証する社債等を裏付資産としています。
※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

円建債券	金利変動	-3
	保証体の信用スプレッド	8
	固定クーポン相当分	7
	その他	-88
	小計	-76
固定クーポン収入		19
信託報酬		-6
分配金		-
その他		0
合計		-63

※要因分析は、組入資産の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。なお、円建債券部分については、ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータ等を基に委託会社が作成したものです。

円建債券の状況(6月29日)

債券価格(円)	96.60
金利感応度(円)	0.040
残存期間(年)	4.43
信用格付け	A

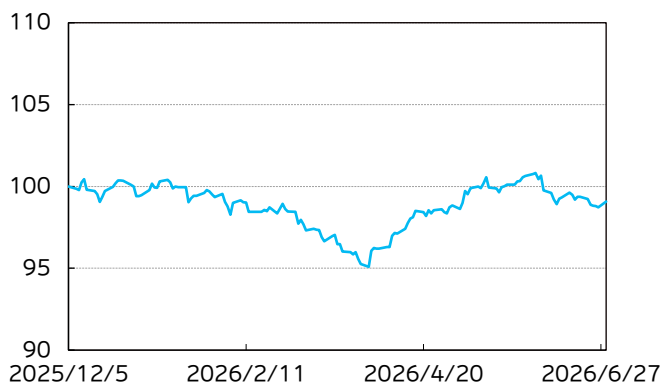
※金利感応度とは、0.01%の金利変動に対する債券価格の変動性を意味するものです。ゴールドマン・サックス証券株式会社から提供を受けたデータであり、米国株式戦略指数 VT5の金利感応度は含みません。

※信用格付けは、円建債券の保証体であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの発行体格付けを示しています。円建債券の債券格付け、または円建債券の発行体であるルミニスII・リミテッドの発行体格付けではありません。格付投資情報センター(R&I)の情報を基に作成。

米国株式戦略指数 VT5の状況 (6月29日)

※ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータを基に委託会社が作成しています。

指数の推移(運用開始基準日以降)



※運用開始基準日は2025年12月5日です。

※運用開始基準日を100として指数化しています。

指数の収益率 (%)

月次収益率	-1.49
累積収益率	-0.93

※累積収益率は、運用開始基準日(2025年12月5日)を基準とした収益率です。

指数の資産構成（％）					
資産クラス		国・地域	対象資産	当月末 資産構成比率	月次 収益率
株式	先進国株式	米国	S&P 500種指数先物(E-mini)	27.3	-1.35
合計				27.3	-

マーケット動向とファンドの動き	
米国株式市場は、上旬に堅調な米雇用統計を受けてFRB(米連邦準備理事会)の利上げ観測が強まったことなどを背景に下落しました。中旬以降は、米・イラン合意に伴う原油安を受けて下げ幅を縮めたものの、前月末比では下落し、米国株式戦略指数VT5(戦略指数)も下落しました(戦略控除率:年率1%、複製コスト、取引コストなど控除後)。投資対象とする債券の価格は、戦略指数の下落などにより、前月末対比で下落しました。	

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。
※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。



ファンドの特色

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

1. 当ファンドはルミニスII・リミテッドが発行する円建債券^{*1}(以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。)に高位に投資^{*2}し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

※1 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行または保証する社債等を裏付資産としています。

※2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

※3 当ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

※4 元本には購入時手数料は含まれません。また、投資する債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

2. 当ファンドは米国株式戦略指数 VT5の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

●固定クーポンは、每期一定水準支払われ、実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金および固定クーポンとともに支払われます。

●固定クーポンは、信託報酬等に充当することをめざします。

●実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率^{*6}にほぼ連動する水準^{*7}に決定します。

●米国株式戦略指数 VT5は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーを務める指数で、米国株価指数先物(E-mini S&P500 株価指数先物)を実質的な構成資産とし、目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指数先物の比率を0～160%程度の範囲内で調整します。同指数の損益は、戦略控除率(年率1%)、複製コスト、取引コストを控除したものになります。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率5%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

※5 運用開始基準日は2025年12月5日です。

※6 累積収益率は2030年11月18日に決定される予定(海外の休日等により変更される可能性があります。)です。

※7 連動する水準はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。100%程度をめざしますが、100%を超えることもあれば、下回ることもあります。

■米国株式戦略指数 VT5について

米国株式戦略指数 VT5は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーを務める指数で、米国株価指数先物(E-mini S&P500 株価指数先物^{*8})を実質的な構成資産とします。所定のリスクコントロール手法を用いて、戦略の目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指数先物の比率を調整します。

※8 E-mini S&P500 株価指数先物は米国株式市場の主要指標であるS&P 500種指数を対象とした先物取引商品です。

「E-mini」は、従来のS&P500先物よりも小規模でアクセスしやすいことを意味し、1997年にシカゴ・マーカンタイル取引所(CME)が広範な投資家向けに導入しました。ほぼ24時間、週5日電子取引されており、高い流動性と効率性を有します。

(出所)シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)グループ、ウェブ公開情報に基づいてゴールドマン・サックス証券株式会社が作成

●当ファンドの投資対象には、一般社団法人資産運用業協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄(当ファンドの場合は、特定の発行体が発行する社債)が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行う特化型運用を行います。

●当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に限定して投資を行いますので、当該債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。

ファンドの特色

(分配方針)

年1回の決算時(毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日))に、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※信託財産の成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

※初回決算日は2026年12月10日です。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 価格変動リスク

<債券>

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する債券は、米国株式戦略指数 VT5の累積収益率に基づき満期時のクーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利や債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用状況に変化がない場合でも、債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が資金調達を行う市場環境が悪化した場合や米国株式戦略指数 VT5の収益率が低下することにより満期時のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

<米国株式戦略指数 VT5>

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる米国株式戦略指数 VT5の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- ・米国株式戦略指数 VT5は米国株価指数先物により構成され、所定の目標リスク水準となるように比率を調整します。株価指数(株価指数を構成する銘柄の価格)が下落した場合、株価指数の値動きが期待したものと異なった場合等には、指数の収益率が下落する要因となります。
- ・米国株式戦略指数 VT5については、米国株価指数先物をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、指数の収益率が下落する可能性があります。

● 信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資する債券の発行体は、債券発行代わり金をもって裏付資産等(ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行する債券(外貨建ての場合は為替変動リスクを回避する取引を実施します。)、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行しザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行うパフォーマンス連動証券、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとのスワップ取引)に投資します。

投資する債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。

● 銘柄集中リスク

ファンドは特定の債券(単一銘柄)を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

● 流動性リスク

当ファンドが投資する債券は、市場混乱等があった場合、債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受付を中止することがあります。

主な投資リスク

● 早期償還リスク

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行（デフォルト）となった場合、発行体の裏付資産、スワップ取引の早期終了等について、早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリングまたは課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）した場合、または当該債券、発行体の裏付資産等、発行体、もしくは裏付資産に対する保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

＜投資対象とする債券が債務不履行（デフォルト）となる主な場合＞

1. 債券（裏付資産を含む）の発行体または保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 債券（裏付資産を含む）の発行体または保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体が、(i) 法の適用によるか否かを問わず、その債務の全部もしくは重要な部分に関して、債権者との間で、もしくはその利益のために、財産の包括的譲渡、和解、もしくは整理を行う場合、もしくは適用法の目的でこれらを行うとみなされる場合、または(ii) その債務の全部もしくは一部の再調整もしくは繰延べを実行する目的で、交渉を開始し、法的手続きその他の措置を講じる場合、もしくは適用法の目的でこれらを行うとみなされる場合

お申込みメモ

換金単位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位	信託期間	2030年12月10日まで(2025年12月5日設定)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が債務不履行(デフォルト)となった場合、または債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・ 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ 米国株式戦略指数 VT5に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合 ・ やむを得ない事情が発生した場合
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。		
申込締切時間	換金のお申込みは、原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入の申込期間	2025年10月27日から2025年12月4日まで(購入の申込期間は終了しています)		
換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、換金のお申込みの受付を行いません。 ・ ロンドンの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、ニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日 ・ 換金申込日から起算して2営業日目から4営業日目までのいずれかの日がロンドンの銀行の休業日の場合 ・ 換金申込日から起算して4営業日目がユーロクリアの休業日の場合	決算日	毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日:2026年12月10日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組み入れた円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の元本総額に対して、年率0.693%(税抜0.63%)以内* * 2025年12月5日現在は、年率0.693%(税抜0.63%)になります。
戦略指数に関する費用等	ファンドの主要投資対象である円建債券の満期償還時における実績連動クーポンは、米国株式戦略指数 VT5の収益率等を参照して決定されます。同指数のリターン(損益)は、米国株価指数先物の構成比率から収益率を算出し、下記の複製コスト、取引コストおよび戦略控除率等を控除して算出されます。 ●複製コスト*¹: 日々の先物ポジション量に対して年率0.05% ●取引コスト*¹: 先物のポジションの調整量に対して都度0.01% *1 複製コスト、取引コストは運用状況等により変動するため、あらかじめ合計額、上限額等を表示することができません。 ●戦略控除率*²: 年率1.0% *2 戦略指数に乘じる連動率等を実現するために必要なものとして、戦略指数の計算ルールにおいて定めるものです。円建債券の発行体やファンドの関係法人(委託会社や販売会社等)が報酬として受け取るものではありません。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※ファンドが主要投資対象とする円建債券の発行に当たっては一定の費用等が発生しますが、債券の発行時における発行額、市況動向等により変動しますのであらかじめ料率、上限額等を示すことができません。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの詳細につきましては、以下をご覧ください。
<https://www.goldmansachs.com/investor-relations/index.html>

投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
- ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年7月14日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
- また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ＜備考欄について＞
- ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
- ※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
- ※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
- ※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

指数の著作権などについて

ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025－12(以下「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.(以下「使用許諾者」)の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社(以下「ゴールドマン・サックス」と総称)との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したことはありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

指数スポンサー(ゴールドマン・サックス・インターナショナル)およびそれらの関連会社は、米国株式戦略指数 VT5に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。